

◆三十番（今井光子）（登壇）日本共産党を代表いたしまして、九月議会提案、議第五十一号、議第五十四号、議第六十一号、議第六十二号及び諮第一号についての反対討論、議第六十三号についての意見を述べさせていただきます。

かつてない円高不況、格差と貧困の広がる中で、県民を取り巻く状況は厳しく、県の限られた財源を有効に使い、県民の暮らし応援が求められます。

議第五十一号、一般会計補正予算につきましては、NPOに人権啓発の教材作成を委託して、自治会、PTA、企業への啓発を推進していく予算が出ていますが、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重が、児童虐待、不安定就労など踏みにじられている中で、これは社会的権力の人権侵害を後継に追いやる役割を担うことが危惧されます。また、東アジアサマースクール構想は、奈良県立大学の学研都市高山地区第二工区への移転の先駆けとなるもので、奈良県が東アジアの将来中心を担う人材育成の役割まで果たす必要はないものと考えます。

議第五十四号、国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正条例は、国の責任をあいまいにしたまま広域化することは、憲法二十五条の生存権を保障する社会保障制度につながらないと考え、反対します。

議第六十一号、農道整備事業にかかる請負契約の締結につきましては、中ノ庄トンネル工事は五分の時間短縮のために六十億円の巨費を投じる全体計画の一部に当たり、必要はないと考えます。

議第六十二号、権利の放棄は、吉野熊野観光開発に県が貸し付けた一億二千九百五十万円の債権放棄を行うものでありますが、昭和五十七年貸付けの一億円は、当初五年据え置きが二十八回繰り返され、一度も請求がないまま権利放棄することは、極めて問題であると思いますので、反対いたします。

諮第一号、県労働会館の使用をめぐり奈良県労働組合連合会からの異議申立てを棄却するものですが、行政財産の使用に不公平があると思いますので、棄却は認められません。

議第六十三号は、中小企業高度化資金の住民裁判訴訟弁護士費用返済は、行政手続上はやむなしと思いますが、裁判では、県が回収を怠ったことは違法であるとの判決が出ています。住民訴訟によりその一部が返済され、県は回収の努力を怠ったことは事実であり、当時の担当部長の弁護士費用、一人十七万四千六百円は、自主返済を求めるべきだと考えます。

以上、討論を終わります。

◆三十番（今井光子） ただいま岩城明議員から提案されました意見書第十号、地域公共交通政策の推進を求める意見書に賛成します。

◆二十八番（岩城明）（登壇）意見書第十号、地域公共交通政策の推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十号

地域公共交通政策の推進を求める意見書（案）

現在、国土交通省では、すべての国民が健康で文化的な最低限の生活を営むために必要な移動する権利を保障するため、新たな法律の枠組みづくりを目的に、交通基本法（仮称）の制定の準備が進められている。

移動権の保障に加えて、少子・高齢化、過疎化など厳しい社会環境の変化の中、福祉や環境、まちづくりに配慮した持続可能な社会づくりに、鉄道やバス、タクシーなど公共交通が果たす役割はますます重要になっている。

政府においても、こうした分野への予算の重点配分を更に進める必要があるが、厳しい財政状況の中であって、今ある資産の有効活用は非常に大切な政策課題であり、その一つとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構内に存在する「剰余金」の存在が注目されている。

地域公共交通を維持・再生し、活性化していくことはあらゆる活動の基盤であることから、この剰余金につい

ては、国民の移動を保障し、福祉・環境にやさしい交通政策を推進するための資金として活用されるべきものである。

よって、国におかれては、この資金の重要性を踏まえて、地域交通環境整備のための施策充実に有効活用を図ることを要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十月一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口武男） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、二十八番岩城明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。